

## 第9回福井家庭裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成19年11月28日（水）午後1時30分から午後4時00分まで

### 2 開催場所

福井家庭裁判所第1会議室（3階）

### 3 出席者

#### (1) 委員

朝倉邦真委員，岩田嘉彦委員長，久保豊委員，高橋昭一委員，滝波紀子委員，田中求之委員，西谷隆委員，東野香里委員，黛千恵子委員（以上9人出席）

#### (2) 事務担当者等

谷田裁判官（成年後見担当），西下事務局長，小川首席家裁調査官，坪田首席書記官，玉総務課長，小林課長補佐

### 4 議事

#### (1) 委員長選任

岩田嘉彦委員が委員長に選任された。

#### (2) DVD「成年後見～利用のしかたと後見人の仕事～」視聴

#### (3) 意見交換テーマ

「成年後見制度」について

#### (4) 意見交換要旨

##### 委員

地域包括支援センターに対し，成年後見制度についての周知がなされていないように思われるが，もっと制度の周知をすべきではないのか。

##### 事務担当者

地域包括支援センターは2年前に各市町村に設立されており，大きな都市であれば二，三か所に設置されている。同センターは，各市町村単位の独自の組織であるので，具体的に県の指導がなされても，市町村が積極的に活動を行おうとする意欲がないと業務が進められないのが実情である。裁判所としても，2年前に同センターとの間で協議会を設けて，協力要請

をしている。また、同センターにパンフレットやDVD（「後見制度」）を送付しており、同センターにおいて、成年後見制度の周知、裁判所の紹介や申立の指導等も行っていただいているものと考えている。

委員

一般の市民は、地域包括支援センターがどんな業務をしているのか知らないのが実情である。市役所、病院及び銀行といった市民がよく利用する場所にパンフレットを置いてもらうと周知が図られるのではないか。

事務担当者

市町村にはパンフレットを送付しているが、具体的にどこまで活用が図られているか把握していないのが実情である。

委員

市役所では、市民相談室、高齢者行政、福祉行政の各窓口にはパンフレットを置いている。市政広報に掲載依頼をしてもらえば、掲載することも可能である。

委員

まず、成年後見制度があることを国民に浸透させていかなければならない。

委員

成年後見制度が制定されてから7年経過しており、裁判所として国民にどの程度この制度が周知されているのか知った上で、どのように進めていくのか考えるべきである。また、認知症になっても、この制度を利用しなくてもすむというケースも多くあると思う。その実態について厚生労働省あるいは裁判所で調査すべきではないか。

委員

成年後見の事件数は増加しているが、社会の実態とどの程度相応しているかとなると疑問はある。

委員

成年後見制度を知らない社員が多い。「成年後見」の文字を書けない社

員もいる。

委員

ゼミの学生の中には、成年後見制度について、20歳になった以降に監督する制度だと誤解している者もいる。成年後見という名称から、内容がすぐに思いつきにくいかもしれない。

委員

この制度が社会的に浸透していないとなるとどうするのがよいか。

事務担当者

前任地では、広報活動の一環として、各市町村の地域包括支援センターを回り、パンフレットやDVD（「成年後見」）を配布し、成年後見制度の周知を要請したことがある。市民が日常利用する金融機関等に周知することは難しい。

委員

自分の親が認知症になってから気づくのでは遅く、将来、身内が認知症になった時に自分自身に関わるものだという観点で周知すべきである。自分の財産を守るため、あるいは、自分の子供に財産を残すためには成年後見制度を知っておいた方がよいといった方法で周知しないといけない。

委員

この制度は、本人の権利や財産を守る制度であることから、損得について訴えかけて浸透させていった方がよいのではないか。

委員

制度としては、従前の禁治産制度等に比べてかなり利用しやすく、権利保護に優れている面もある。この制度があることをもっと社会に浸透させて、容易に裁判所に来ていただくような方法を裁判所が検討していく必要がある。

委員

後見は重度の人のイメージばかりで日常生活の中に入らない気がする。消費者被害を防止する上で、後見よりも保佐等の制度があることをもっと

周知した方がよいのではないか。

委員

現在、裁判所の窓口では消費者被害の相談はあるのか。

事務担当者

後見の相談は多いが、保佐の相談は少ない。

委員

学生と裁判所の制度について話す機会があったが、学生の中には、裁判は自分達と関わりのないところで行われているという意識が強く、正義や威厳があるという印象を持ち、市民に開かれているとか、身近に利用できる制度があると言われると違和感を感じる者もいる。

委員

裁判所としては、より多くの司法サービスを提供したいと考えている。成年後見制度は、日常生活の中で手助けできる制度の一つであり、このような司法サービスを積極的に行っていきたい。裁判所の権威とか信頼性は、手続を適正に行うことで構築されると認識している。家庭裁判所だけでなく簡易裁判所でも同じであるが、訴訟ではなく日常の生活の中で発生する色々な問題について、法でサポートできるところはサポートしていくという姿勢で行っている。申立書の記載方法等もわかりやすく説明するよう心掛けている。見学でもよいので、気軽に裁判所に来ていただければと考えている。

委員

複数後見人の役割はどのようなものなのか。

事務担当者

例えば、財産管理は弁護士、身上監護は親族にする等して選任している。業務を分担して複数の人を選ぶことでトラブルを起こさないようにしている。また、これによる障害を生じたことはない。

## 5 福井家庭裁判所委員を経験した感想

委員

裁判員制度は周知されているが，成年後見制度はまだまだ周知されていない状況である。制度周知のために青年会議所を利用していただきたい。

委員

成年後見制度を実際に利用してもらうことまで考慮した上で周知されているかどうかの問題である。裁判所は法務局といった他の関係機関と連携して広報を行ってもらいたい。

委員

司法サービスという言葉聞いて温かいものを感じた。今後は，市町村の広報誌を利用していただきたい。

委員

家庭裁判所については一般的な知識しかなかったが，実務に携わる方の説明を聞きよく理解することができた。堅い裁判所であると同時に身近に利用できる裁判所になってもらいたい。

委員

広報は裁判所だけでは難しい。裁判所見学ができることもあまり知られていないと思うので，市民の皆さんに伝えていきたい。

## 6 次回の内容等

開催日時 未定

テーマ 裁判員制度について